

「南部地域の学校跡地活用に関する個別活用計画の策定」支援業務委託仕様書

1. 委託業務名

「南部地域の学校跡地活用に関する個別活用計画の策定」支援業務

2. 業務の目的

本市では、南部地域が抱える課題の解決を図り、まちの活性化につなげるため、南部地域活性化構想（以下「活性化構想」という。）を、平成29年度に策定した。

活性化構想では、市民・事業者と行政が共有できる中長期的なまちづくりの方向性を示し、さまざまな施策を一体的に推し進め、「こども」「安全・安心」「にぎわいとゆとり」を柱とする施策全体をコーディネートし、ソフト・ハード事業ともに中長期を見据えたまちづくりを進めている。

また、南部地域活性化のコンセプトや学校・学校跡地などを中心としたゾーンを設定した南部地域活性化基本計画（以下「基本計画」という。）を令和元年度に策定した。

本業務は、活性化構想と基本計画をふまえ、（仮称）庄内さくら学園校区の野田小学校・第十中学校、島田小学校の学校跡地の個別活用計画を策定する。

3. 委託期間

契約日から令和3年(2021年)3月31日まで

4. 受託者の義務

受託者は、作業を円滑に進めるために、委託者と綿密な打ち合わせを行い、その都度、業務打合せ簿を作成し、委託者の承認を得るものとする。また、受託者は委託者から業務の進捗状況について報告を要求されたときは、速やかに報告すること。

5. 委託業務内容

(1) 南部地域活性化構想の推進全般の支援業務

先進事例・知見調査により策定業務全般にわたり、さまざまな情報提供を状況に応じて行う。

(2) 市民説明会、市民提案募集の支援業務

市民説明会、市民提案募集の資料作成等を行う。

(3) 個別活用計画（①野田小学校・第十中学校、②島田小学校）の策定

これまでの現状分析や基本計画をふまえ、各学校跡地の活用計画を策定する。（野田小学校と第十中学校の個別活用計画は、1つの計画とする。）

<個別活用計画のイメージ>

- ・各校区の現状・特性・課題
- ・活用コンセプト
- ・活用コンセプトによる校区の価値向上等の解決案により得られる効果の考察、評価、実現に向けた課題整理
- ・活用パターン（イメージ）

(4) 事業者（市場）ニーズ調査 支援業務

個別活用計画をふまえ、敷地、建物等の活用が考えられる事業形態を整理し、可能性のある事業者を抽出し、ヒアリング調査を行うなど誘致事業者等の検討を行う。

(5) その他、豊中市が業務を遂行するにあたり指示する事項

6. 調査に要する消耗品等の経費

受託者は、業務を受託するにあたり、所要の消耗品に伴う経費を準備・負担するものとする。

7. 関係官公庁等への手続き等

業務遂行のために必要な関係官庁その他に対する諸手続きは、受託者の責任において迅速に処理するものとする。

8. 実施体制

受託者は、本業務を担当する総括責任者及び従事者を指定し、委託者に報告するものとする。また、総括責任者は、本業務に精通した経験者とする。

9. 資料等の貸与及び返還

受託者は、業務の遂行に必要な資料等の貸与を委託者に申し出ることができるが、本業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。

10. 成果品等

上記5の委託業務内容に関する成果品等を以下の内容で期限迄に提出すること。

	成果品等の提出物	提出部数	提出期日	備考
1	業務着手届	1	着手時	紙媒体
2	業務実施計画書	1	契約後 14 日以内	紙媒体
3	市民説明会、市民提案募集の資料作成	1	その都度	紙媒体 及び 電子媒体
4	事業者ニーズ調査等の資料作成	1	その都度	紙媒体 及び 電子媒体
5	個別活用計画（①野田小学校・第十中学校、②島田小学校）	各 1	令和 3 年 2 月	紙媒体 及び 電子媒体
6	業務打合せ簿	1	その都度	紙媒体 及び 電子媒体
7	業務完了届	1	業務完了時	紙媒体

11. 成果品の帰属

成果品の権利の帰属はすべて委託者のものとし、受託者は、委託者が承諾した場合を除き、成果品を公表してはならない。

12. 機密の保持

受託者は、個人情報保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 条)及び豊中市個人情報保護条例を遵守し、業務上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

13. その他

単純集計、印刷製本、消耗品の購入等の軽微な業務以外の委託業務に係る履行について第三者に委託し又は請け負わせてはならない。

本仕様書に記載のない事項が発生した場合は、両者の協議により決定する。